

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

昭和44年 7月29日 島根県規則第54号

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)の施行については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「政令」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(退院申出に係る届出)

第2条 法第26条の2の規定による届出は、様式第1号によらなければならない。

第3条 削除

(指示書の交付等)

第4条 知事は法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項、第38条の6第1項、第38条の7第2項又は第45条の2第4項の規定により指定医に診察させようとするときは、様式第2号による指示書を指定医に交付するものとする。

2 指定医は、知事の指示により診察をしたときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

第5条 削除

(入院措置の手續)

第6条 知事は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させるときは、当該精神障害者を入院させる精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。)の管理者に通知するものとする。

(入院措置の解除手續)

第7条 知事は、法第29条の4の規定により措置入院者を退院させようとするときは、当該措置入院者を入院させている精神科病院の管理者に通知するものとする。

(費用の徴収)

第8条 知事は、法第31第1項条の規定により、入院に要した費用として別表に定める算定基準により算定した額(以下「算定額」という。)を、法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院した者(以下「措置入院者等」という。)又はその扶養義務者から徴収するものとする。ただし、措置入院者等又はその扶養義務者が災害等の特別の事情により算定額の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、これを減免することができる。

第9条及び第10条 削除

(転院)

第11条 精神科病院の管理者は、措置入院者等が医療上その他やむを得ない理由により他の精神科病院へ転院することが適当であると認めるときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(仮退院)

第12条 精神科病院の管理者が、法第40条の規定により許可を受けようとするときは、様式第3号の許可申請書を知事に提出しなければならない。

(仮退院者の帰院)

第13条 精神科病院の管理者は、法第40条の規定により仮退院させた者を病状の悪化、その他の理由により仮退院の期間内に帰院させたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(事故報告)

第14条 精神科病院の管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- (1) 措置入院者等が行方不明となったとき。
- (2) 行方不明となった措置入院者等が帰院したとき。
- (3) 措置入院者等が死亡したとき。
- (4) その他措置入院者等に事故があったとき。

(精神障害者保健福祉手帳の申請等)

第15条 法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳(第3項において「手帳」という。)の交付の申請は、様式第4号によらなければならない。

2 省令第23条第2項第1号の診断書は、様式第5号によらなければならない。

3 政令第7条第2項の規定による氏名若しくは居住地の変更の届出若しくは同条第4項の規定による居住地の変更の届出又は政令第10条第1項の手帳の再交付の申請は、様式第6号によらなければならない。

(書類の経由)

第16条 この規則の規定により知事に提出する書類は、前条に規定する書類にあつては所轄市町村長を、それ以外の書類にあつては所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則 [略]

附 則 (令和3年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第8条関係）

（平7規則・全改、平20規則52・一部改正、令元規則号外13号・一部改正）

費用徴収基準

患者等の市町村民税の所得割の額の合算額（年額）	費用徴収額（月額）
564,000円以下	0円
564,001円以上	20,000円 （入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、20,000円に満たない場合は、その額）

備考

1 「患者等の市町村民税の所得割の額の合算額」とは、措置入院者等、その配偶者並びに当該措置入院者等と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「直系血族等」という。）について、入院のあった月の属する年度分（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条に規定する退職手当等に係るものを除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額をいう。

2 所得割の額の算定に当たっては、地方税法の定めるところによるほか、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法によるものとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるとき 同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除する。

(2) 措置入院者等又はその配偶者若しくは直系血族等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるとき これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

(3) 措置入院者等又はその配偶者若しくは直系血族等が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるとき 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法によるものとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合 所得割の額は、0円とする。

イ アに該当しない者である場合 同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除する。

3 措置入院者等が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合は、その月の費用徴収額の認定に当たっては、日額計算をするものとし、表中「20,000円」とあるのは、「20,000円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合

において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

4 措置入院者等又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、費用徴収は行わない。

- 様式第1号 精神障害者退院申出に係る届
- 様式第2号 診察指示書
- 様式第3号 措置入院者仮退院許可申請書
- 様式第4号 精神障害者保健福祉手帳申請書
- 様式第5号 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
- 様式第6号 精神障害者保健福祉手帳変更届・再交付申請書